

ID: 69

担当部署: 教育委員会 児童センター

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市児童クラブ条例 第8条第2項		
例 規 番 号	平成22年条例第31号		
【根拠条文】 (使用料) 第8条 児童クラブを利用する児童(以下「利用児童」という。)の保護者(以下「利用保護者」という。)は、利用児童1人につき月額4,000円の使用料を管理者に納めなければならない。 2 管理者は、次に定めるとおり使用料を減免することができる。 (1) 就学援助を受けている要保護児童 全額免除 (2) 就学援助を受けている準要保護児童 2分の1減額 (3) 同一世帯で2人以上の利用児童がいる場合 2人目以降それぞれ2分の1減額 (4) 管理者が特にその必要を認める利用児童 2分の1減額又は免除 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日